

佐賀県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年十一月二日から平成二十四年十二月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 肥前呼子線	東松浦郡玄海町大字小加倉字牟田一番一地从先から 東松浦郡玄海町大字小加倉字牟田一番一地从先まで	平成二四・一一・二